

別表第2（第7条）

騒音又は振動に係る特定作業

区分	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）
4	自走式破砕機による破砕作業（建設現場における作業を除く。）

備考 別表第1に掲げる特定施設を設置して行う作業を除く。

別表第1（第6条）

1 騒音に係る特定施設

区分	施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>エ 液圧プレス</p> <p>オ 機械プレス</p> <p>カ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>キ 鍛造機</p> <p>ク ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>ケ ブラスト</p> <p>コ タンブラー</p> <p>サ 製鋌（びょう）機</p> <p>シ 製釘（てい）機</p> <p>ス 高速度切断機</p> <p>セ 平削盤</p> <p>ソ 型削盤</p> <p>タ 研磨機</p> <p>チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）</p>
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

	ものに限る。)
4	<p>粉砕機</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機</p> <p>イ 食品加工用粉砕機</p> <p>ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）</p>
5	<p>繊維機械</p> <p>ア 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>イ 紡績機械</p> <p>ウ 編組機</p> <p>エ 撚(ねん)糸機</p>
6	<p>建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント</p> <p>イ アスファルトプラント</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ かんな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗浄機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
19	<p>走行クレーン</p> <p>ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット</p>

	以上のものに限る。)
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
22	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物

2 振動に係る特定施設

区分	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ セン断機（シャーリングマシン、原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） カ 鍛造機 キ ワイヤーフォーミングマシン
2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機

	イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95キロワット以上のものに限る。） イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物